

## 奈半利町地域おこし協力隊募集要項 (フリーミッション型)

### ●募集について

奈半利町は高知県東部の太平洋沿いに位置し、古くから交通の要衝として栄えてきた町です。

人口は 3,034 名（令和 2 年国勢調査）で、北東に米ヶ岡（野根山）、西に奈半利川、南に太平洋があり、海山川と三拍子そろった自然景観が見られます。特産品は、いちじく、やまももなどが有名で、施設園芸ではナス、スイカ、畜産では土佐あかうし、米ヶ岡鶏、ゆず豚の飼育など高品質で安定した産品づくりに努めています。

一方、少子高齢化、過疎化、各分野での担い手不足などの問題を抱えており、活力あるまちづくりが急務となっています。

そのため、地域外の人材を積極的に受け入れ、奈半利町の地域活性化に取り組むため、地域おこし協力隊を募集します。

### ●雇用関係の有無 無（個人委託契約）

### ●委託期間 契約締結日から 3 年間（単年度更新）

### ●業務概要

フリーミッション型のため、活動内容は自ら設定していただきます。奈半利町に資する活動や、定住するために必要な起業・就業を目指した活動で、皆様がこれまで学んできたこと、培ってきた経験、特技、資格などが活かせる活動を企画提案していただき、奈半利町の地域資源を活用した事業創出に取り組みます。

#### 【活動テーマ例】

- （一次産業＋観光）海辺や農村地域を舞台にした体験・直販・加工事業の開発
- （空き施設活用）空き家をリノベーションし、カフェ・工房・宿泊などの拠点づくり
- （地域発信）写真・動画・デザイン・SNS を通じた地域ブランディング
- （コミュニティ形成）移住者・地元住民が交わる交流イベント・ワークショップの企画運営

また 3 年後の任期終了後に奈半利町で起業することを目標とし、各年に 1 回起業に向けた活動を委託者に報告する会を開催して頂きます。

※活動した翌月 5 日までに、月例報告（日誌）を提出して頂きます

#### 【着任後のイメージ】※テーマによって変わるので、あくまでイメージです。

- 1 年目 まずは地域に溶け込み、人を知る期間としていただきます。地域イベントへの参加やご自身で設定いただいたミッション達成に必要な準備期間です。
- 2 年目 1 年目で知った地域課題をやりたいことに加えて、小さく事業を始めてみる期間です。例えば、試作品やサービス開発のテスト販売等を行っていただきます。
- 3 年目 2 年目での実証を通し、更に事業をブラッシュアップし、事業計画の作成や資金調達等を行っていただきます。

### ●勤務時間

原則、1 カ月あたり 120 時間以上とする。

基本、日誌等で出勤の管理を行う。

## ●募集対象

- (1) 申込時点で年齢が 20 歳以上 50 歳未満の方
- (2) 総務省地域おこし協力隊の地域要件に該当する方  
(3 大都市圏の都市地域、政令指定都市等（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）から転出し、任期中は奈半利町に移住及び住民票の移動ができること)  
※該当するか不明の方は事前に気軽にお問い合わせください。
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (5) 協力隊終了後も奈半利町に定住する意思のある方
- (6) 一般的なパソコンの操作（Word、Excel 等）ができる方
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

## ●募集人数 若干名

### ●雇用形態・期間

- (1) 奈半利町と個人が委託契約を締結
- (2) 委託期間は、着任日から最長 3 年間とする。（1 年更新）
- (3) 協力隊として活動を開始する着任日は相談に応じる。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期期間中であっても任用を取り消すことができるものとする。
- (5) 任期中、以下の義務を負います。
  - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
  - ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
  - ・秘密を守る義務（同法第 34 条）
  - ・職務に専念する義務（同法第 35 条）
  - ・政治的行為の制限（同法第 36 条）
  - ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）

兼業を行うことができるが、兼業を開始した又はしている場合は、速やかに所属課に報告をすること。

### ●報酬等

- ・委託料 291,000 円／月額
- ・活動費 家賃・活動用車リース代等  
※活動に要する経費は、活動状況に基づき、協議により支給

### ●待遇・福利厚生

- 【保険】国民健康保険、国民年金は、個人で加入して頂きます。
- 【住居】任期中（最長 3 年間）の住居は個人でご用意いただきますが、活動費から家賃補助を支給します。（賃貸にかかる礼金を含む）  
※ただし、引越費用、家財道具、光熱水費、賃貸にかかる敷金は個人負担となります。
- 【車両】活動、業務用の車両は活動費からリース予定。  
※日常生活の移動手段として、自家用車等が必要不可欠ですので、自家用車等の持込みをお勧めします。

【活動費】任期中（最長３年間）の活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。

※活動費等の必要経費については、事前に計画書等を作成し、速やかに所属課と協議すること。

【兼業】業務に支障がなければ、兼業を認めます。（届出が必要である。）

●申込受付期間 随時 ※募集人数に達し次第受付を終了します。

●審査方法

本募集へのお申込みに際しては、着任後のミスマッチを防ぐため、オンラインでの事前相談または町が実施している移住体験ツアーの参加実績があることを必須条件としています。

1 次選考：書類審査（応募者全員に対して文書等で合否の通知）

↓

2 次選考：面接審査（1 次選考の合格者を対象に、面接試験を行います。）

↓

2 次選考：日時や会場等は、1 次選考結果を通知する際にお知らせします。

（※オンライン面接での実施も可能）

面接に要する交通費及び宿泊費については個人負担となります。

2 次選考結果の通知：選考結果が決定次第文書等にて通知

↓

合格者には、最終内定通知書と業務内容、同意書を送付

同意書提出により委託契約締結

※委託契約締結の時期等については、内定者と業務内容について協議し、同意書を提出の上、委託契約を締結するものとします。

・提出書類

①奈半利町地域おこし協力隊応募用紙（様式１）

②履歴書（市販のもので可。写真添付）

③住民票の写し（本籍・筆頭者、個人番号の記載は不要です）

④奈半利町地域おこし協力隊企画提案書（様式２）

※応募書類は、郵送又は直接持参も可。提出いただいた書類は返却いたしません。

●提出先及び問い合わせ先

奈半利町役場地方創生課 山脇

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659-1

TEL：0887-38-7775

メール：chihousousei@town.nahari.kochi.jp